
■ **ご注意！子どもの事故防止（1）**

1歳から14歳までの子どもの死因の上位に、「不慮の事故」があります。

子どもは日々成長し、昨日できなかったことが、今日にはできるようになります。周りのものに広く興味を持つ一方で、危険に十分に対応することができないため、事故にあう危険性も高くなっています。

そこで、乳幼児を中心とした子どもの身の回りで起きやすい事故と、防止するためのポイントについて、数回に分けてお届けします。

第1回は、重症化しやすい「**窒息**」と「**転落**」の事故防止です。

1 窒息事故

窒息事故が特に多いのが0歳児です。乳児の事故死の83%を窒息死が占めています。また、1歳～4歳児でも「窒息」事故は27%で、「交通事故」に次いで多くなっています。（厚生労働省 平成25年人口動態調査）

乳児期前半では、母乳やミルク、離乳食などが原因になりやすく、何でも口の中に入れたがる乳児期後半になると、小さな物を自分でつまんで口に入れて、気道をつまらせたりします。気道がとても細い乳児期は、ほんのちょっとしたことが命取りとなります。

消費者庁では、「**子どもを事故から守る！プロジェクト**」のホームページで、お子さんの年齢別、事例別に起こりやすい事故とその防止策について注意喚起しています。その中から窒息事故のいくつかを、ご紹介します。

<http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>

(1) ブラインドのひもや、カーテンの留めひもによる事故

- 〈事例1〉6か月男児が床の上で死亡しているのが発見された。ブラインドのひもが首に巻いており、寝返りをしてベッドから落ちた際に、たまたまひもが首に食い込んだと推測されている。
- 〈事例2〉1歳の男の子がカーテンの留めひも（タッセル）に首を引っ掛けて窒息し、救急搬送された。母親が屋外で洗濯物を干していた間のことで、男の子は数歩程度の一人歩きが可能で、カーテンの留めひもの下端は床から50cmほどのところにあった。
- 〈事例3〉ブラインドのロープが切れる音がして振り向くと、6歳女児が首を押さえており、首にロープの跡が赤く残っていた。首にブラインドのロープが引っ掛かったまま、出窓の部分からソファに飛んだと思われる。

【アドバイス】 ブラインドやカーテンを使用する際は、以下の点に注意しましょう。

- 子どもが過ごす場所では、ひも部分がない、ループが小さい等の安全性の高い商品を選ぶ。
- ひも部分を子どもの手の届かない位置でクリップ留めをする。又は、重さが掛かるとひもが切れる安全器具（ジョイント）を使う。
- ソファ等の家具を使って子どもがひも部分に届く場合があるので、家具の配置に注意する。
- 詳しくは 消費者庁… http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140226kouhyou_1.pdf

(2) 食べ物による窒息事故

厚生労働省の人口動態調査によると、食べ物による窒息事故で、毎年20人以上の乳幼児が亡くなっています。

【アドバイス】 窒息事故を予防するため、次のようなことに注意する必要があります。

- 乳幼児向けには、食品は適切な大きさにして、よく噛んで食べさせる。
- 乳幼児の食品に表示されている月齢などは目安であり、食べる機能の発達には個人差があることも考慮して食品を選ぶ。
- 食事の際は、誰かがそばにいて注意して見ているようにする。
- 急いで飲み込まないよう、ゆっくりとよく噛み砕いてから飲み込むよう注意をうながす。
- 食べ物を口に入れたまましゃべったり、テレビを見ながらの食事はさせない。
- 遊びながら、歩きながら、寝ころんだままものを食べさせない。
- 食事中に、びっくりさせるようなことはしない。
- 年長の子どもが、乳幼児にとって危険な食べ物を与えないように、よく注意する。
- 誤って気管支に入りやすいピーナッツなどの豆類は、3歳頃までは食べさせない。

(3) 玩具による窒息事故

生後6ヶ月～2歳くらいの間は異物誤飲事故の多い時期です。

スーパーボール、ゴム風船、ぬいぐるみの部品、筆記具などで窒息事故が起こっています。

また、一見して子どもの口に入らない大きさの玩具でも、分離できる仕組みだったり、小さな部品が取れたりすれば、誤飲や窒息の恐れがあります。

【アドバイス】 玩具等による窒息事故を防止するための注意点は、つぎのとおりです。

- 小さなおもちゃや部品は子どもの口に入れさせない。
- 窒息の危険のある大きさ（直径44.5ミリ以下…玩具安全基準書）のスーパーボールは、3歳未満の子どもには与えない。また、3歳以上であっても口にしないよう注意する。
- 注意口に入りそうなものは子どもの手の届かないところに片付ける
- 注意兄弟などがいる場合は、おもちゃなどは小さな弟や妹が誤飲等しないように、使用後はすぐに片付けるように言い聞かせる
- 玩具の部品が取れそうでないか、分離できる仕組みでないかを確認し、何でも口に入れる年齢の子どもには、これらの玩具を与えない。手が届かないように工夫する。

※ 万一、窒息事故が起きてしまった場合の応急手当（背部叩打法など）については…
（食品安全委員会）http://www.fsc.go.jp/sonota/yobou_syoku_jiko2005.pdf

2 落ちる・落とす事故

日常生活で起こる事故をまとめた東京消防庁のデータ(※)によると、乳幼児が救急搬送された「落ちる」事故の発生箇所は、0歳児はベッド、1～2歳児は階段、3～5歳児は滑り台が最も多くなっています。

(※)<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201310/nichijoujiko/index.html>

(1) 高所からの転落事故

自宅のベランダや窓などの高所からの転落は、生命に危険を及ぼす可能性が高い事故です。東京消防庁によると、平成24年中にベランダや窓から落ちて救急搬送された乳幼児17人中13人が中等症以上、約半数が重症以上と初診時に診断されています。

- 〈事例1〉 1歳女児が、共同住宅5階の自宅窓から2階陸屋根に転落した。窓枠には布団が干してあり、布団に直接よじ登って転落したと推測される。（程度：重症）
- 〈事例2〉 2歳男児が、自宅2階のベランダに置いてあったエアコン室外機の上で遊んでいたが、母親が目を離した隙に、地上へ転落した。（程度：重症）
- 〈事例3〉 3歳男児が、自宅2階窓から地上に転落した。窓際の棚板によじ登って、網戸に手をかけたら網戸が外れ、網戸と一緒に転落したものの。（程度：中等症）

窓際やベランダには、子どもが登れるようなものを置かないようにしましょう。

(2) 乳幼児の大人用ベッドでの添い寝に注意

- 〈事例1〉 子ども（7か月）がハイハイするようになったので、最近はベビーベッドではなく大人用ベッドで父母と寝ていた。早朝、泣き声で目覚めると、子どもが床に転落していた。
- 〈事例2〉 添い寝後、子ども（5か月）が眠ったため、ベッドの端に枕を重ねて落ちないようにし、隣の部屋へ行った。音と号泣で転落に気付いた。

目覚めたとき、いなくなった親を探してベッドから落ちたケースもあります。まだ寝返りができない、動かないと思っていても子どもの成長は早く、動きも力もどんどん大きくなっていきます。枕などで柵代わりにしても転落することがあります。

一緒に寝ていると安心感がありますが、大人用ベッドは、子どもにとって転落の危険が潜む場所だということを、忘れないでください。

(3) おむつ交換台からの転落事故

おむつ交換台に子どもを乗せてベルトを締めていても、寝返りや横にずれたりしてベルトから抜け落ちることがあります。

〈事例1〉ショッピングセンターに設置されているおむつ交換台に子どもを寝かせて、外したおむつを丸めてゴミ箱に捨てようとしたところ、子どもが落ちて頭部を打撲した。

おむつ替えの時は、先に替えのおむつの準備をしてから子どもを寝かせるようにしましょう。おむつ替えが終わったら、子どもを抱えてからおむつを捨てる等をし、くれぐれも子どもから目を離さないことが大切です。

(4) 抱っこひもからの子どもの転落

〈事例1〉4か月の子どもを抱っこひもで体の前面に抱えたまま、下に置いてあるカバンから財布を取ろうとして、前屈みの姿勢になった。その際に、抱っこひもの右脇から子どもが滑るようにして頭部から転落し、怪我をした。

〈事例2〉長方形の布で赤ちゃんを包む抱っこひもを使っていたら、子どもが足の付け根を脱臼した。

【アドバイス】

- 落下を防止するための調節具がある場合は、正しく調節し、固定箇所を確実に締めてください。
- 股関節脱臼を防ぐために、歩き出す前までは赤ちゃんの股を開いた状態で抱っこしましょう。オムツを交換する時に、股の開き具合に注意を払うことも重要です。
- 海外では、スリングなどの使用による窒息事故も多数報告されています。4カ月未満や体の弱い赤ちゃんは特に注意が必要です。窒息しないよう赤ちゃんの体の向きなどに配慮し、顔色が見えるようにしましょう。
- 抱っこひもなど子守帯には(財)製品安全協会に認定されたSGマーク付商品もあるので、購入時の参考にしましょう。
- 万が一抱っこひもから子どもが転落した場合、子どもに異変が見られなくても、医療機関で受診しましょう。

(5) 電子レンジ等の落下事故

子どもが、オーブントースターや電子レンジの扉等をつかんで引っ張り、落下させてけがをしたという事故です。

〈事例1〉電子レンジで調理をしようと扉を開けたままにしていたところ、幼児(2歳)が扉をつかんだためにレンジが落下して負傷した。

〈事例2〉音がして気が付くと、高さ1mくらいの台の上に乗せていた電子レンジとオーブントースターが底を上に向けて落下しており、扉が壊れていた。子ども(1歳)が扉の取手をつかんで引っ張ったようで、子どもは、傍らで右足を押さえて泣いていた(※消費者庁が連携している医療機関からの情報)。

【アドバイス】

- 子どもの手の届くところに危険なものがないか点検しましょう。電気ポットを倒してやけ

どを負ったという事故なども発生しています。

- 地震対策も兼ねて、電子レンジ等は固定しておきましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

- ★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
